別表１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 具体的内容 | 補助内容 | 補助対象者 |
| 旭川市スタートアップ  支援補助金 | 市内で起業・創業する事業者の新たな商品・サービスの開発，販路開拓に関する取組に要する費用の一部を補助する。 | 事業期間　　　１年以内  補助率　補助対象経費の２分の１以内  限度額  ①成長枠  １，０００千円  ②小規模枠  ２００千円 | ①　市内に主たる事業所を有し，３年以内に起業・創業を行った中小企業者（旭川市中小企業振興基本条例第２条第１号に規定する中小企業者）。ただし，同条の規定にかかわらず，次のいずれかに該当するものは中小企業者に含む。  ②  ア　ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）であって，資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社または常時使用する従業員の数が900人以下の会社  イ　ソフトウェア業又は情報処理サービス業であって，資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社  ウ　旅館業であって，資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が200人以下の会社  ③ 市内に主たる事業所を有し，３年以内に起業・創業を行った個人事業主  ④ これから起業・創業を行い，市内に主たる事業所を有する中小企業者・個人事業主  ⑤　市内で１年以上操業している中小企業者，個人事業主の事業を承継し，第２創業（事業承継を機に,新たに新分野・新事業に展開)に取り組む中小企業者・個人事業主  ※いずれの場合も市税を滞納していない（市税を納税している）ことを条件とする。 |

別表２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 補助対象事業 | 補助対象経費 |
| 旭川市スタートアップ  支援補助金 | 新たな商品・サービスの開発，販路開拓に関する事業 | ①　機械装置等購入費  ②　原材料・副資材費  ③　外注費  ④　工業所有権導入費  ⑤　Ｗｅｂ関連費  ⑥　広報費  ⑦　展示会等出展費  ⑧　報償費  ⑨　委託費  ⑩　旅費  ⑪　土地・建物取得費，改修費  ⑫　不動産仲介料  ⑬　その他市長が特に認める経費 |

別表３

|  |  |
| --- | --- |
| 申請書等 | 関係書類 |
| 交付申請書  （様式第１号） | 1. 事業計画書（様式第１号－１） 2. 事業予算書（様式第１号－２） 3. 【法人の場合】   法人の全部事項証明書あるいは登記簿謄本  【個人事業主の場合】  個人事業の開廃業等届出書   1. 市税を完納していることの証明書（補助申請時点で最新のもの） 2. 交付申請確認及び誓約書（様式第１号－３） |
| 変更申請書  （様式第３号） | 1. 事業計画書（様式第１号－１） 2. 事業予算書（様式第１号－２）   （いずれも変更後のものとする。） |
| 実績報告書  （様式第６号） | 1. 実績報告書（様式第６号－１） 2. 事業決算書（様式第６号－２） 3. 支出を証する書類 |
| 概算払申請書  （様式第９号） | 1. 資金収支計画書（様式第９号－１） |